団　体（控）

令和５年度　学校施設開放における感染症対策（確認書）

下記の項目を踏まえ、感染症対策を講じて活動を行います。

１　施設利用に伴う必要事項

□ 当該年度で初めて利用する日までに、「学校施設開放における感染症対策(確認書)」を、学校施設開放運営委員会を通じて教育委員会事務局まで御提出ください。

□ 学校敷地内に入る全員が、活動当日に「健康チェック表」による確認を行い、該当する項目が一つでもあった方は、来校を見合わせてください。

□ 代表者は、活動開始前に「健康チェック表」により確認してください。

□ 代表者は、「学校施設開放利用報告書（様式４）」を学校施設開放運営委員会に提出してください。

□ 代表者は、学校敷地内に入った方の氏名及び緊急連絡先を記載した「学校施設開放　参加者名簿」を作成の上、利用後少なくとも２週間保管してください。

２　施設利用上の基本的な対策

□ 学校施設開放運営委員会の指導に従い、感染症対策を講じてください。

□ 消毒液等を持参し、活動前と活動後に家事用手袋を着用の上、 各学校の対応に準じ、施設（ドアノブ、手すり、スイッチ等）、机、椅子などの備品・用具の消毒を行ってください（消毒は、必ず利用時間内に行ってください。)。

□ 消毒等を行う場所については、学校及び学校施設開放運営委員会の指示に従ってください。

３　活動上の基本的な対策

□ 活動に際し、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。

□ マスク着用のうえ来校し、活動時もマスクを着用します（スポーツ活動中は除く)。

□ 窓やドアを常時又は定期的に開放し、換気を徹底してください。

□ 近距離での会話や大きな声での発声・応援等、飛沫の飛散を極力避けてください。

□ 利用者同士の距離（おおむね２ｍ程度） を確保してください（障がい者の誘導や介助を行う場合は除きます。)。また、競技や活動ごとにガイドラインを確認し、活動内容の工夫をしてください。

□ 活動中の呼気の影響を避ける位置取りなどの工夫を行うとともに、タオルの共用、水分補給の際の回し飲み等を避けて活動してください。

◎ この確認書は団体（控）です。

◎ 提出用の確認書は、学校施設開放運営委員会に提出してください。